

半田市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月十七日

半田市長 久世孝宏

半田市規則第六号

半田市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

半田市介護保険条例施行規則（平成十二年半田市規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項の表一の項中「所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十八条第一項に規定する給与所得又は同法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている場合には、当該給与所得及び当該公的年金等に係る所得の合計額については、同法第二十八条第二項の規定によって計算した金額及び同法第三十五条第二項第一号の規定によって計算した金額の合計額から十万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、」を削り、「又は第三十六条」を「、第三十六条又は第四十一条の三の十一第二項」に改める。

第七条第一項の表三の項中「八十万円」を「八十万九千円」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。